

第一百九条 檢察事務官又は裁判所書記官は、差押状、記録命令付差押状又は搜索状の執行について必要があるときは、司法警察職員に補助を求めることができる。

第一百十条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状は、処分を受ける者にこれを示さなければならない。

第一百条の二 差し押さえるべき物が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、差押状の執行をする者は、その差押えに代えて次に掲げる処分をすることができる。

一 公判廷で差押えをする場合も、同様である。

一 差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写し、印刷し、又は移転した上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

二 差押えを受ける者に差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

(略)

第一百一条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状の執行については、鋐をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。公判廷で差押え、記録命令付差押え又は搜索状をする場合も、同様である。

(略)

第一百十二条 差押状又は搜索状の執行については、鋐をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。公判廷で差押又は搜索をする場合も、同様である。

(新設)

(略)

する者は、処分を受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができる。公判廷で差押え又は搜索をする場合も、同様である。

第一百十二条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状の執行中は、何人に対しても、許可を得ないでその場所に出入りすることを禁止することができる。

② 前項の禁止に従わない者は、これを退去させ、又は執行が終わるまでこれに看守者を付することができます。

第一百十三条 檢察官、被告人又は弁護人は、差押状、記録命令付差押状又は搜索状の執行に立ち会うことができない。ただし、身体の拘束を受けている被告人は、この限りでない。

② 差押状、記録命令付差押状又は搜索状の執行をする者は、あらかじめ、執行の日時及び場所を前項の規定により立ち会うことができる者に通知しなければならない。但し、これらの者があらかじめ裁判所に立ち会わぬ意思を明示しない。

③ 前項の規定による場合を除いて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内で差押状、記録

第一百四条 公務所内で差押状、記録命令付差押状又は搜索状の執行をするときは、その長又はこれに代わるべき者に通知してその処分に立ち会わせなければならぬ。

(略)

第一百四条 公務所内で差押状、記録命令付差押状又は搜索状の執行をするときは、その長又はこれに代わるべき者に通知してその処分に立ち会わせなければならぬ。

② 前項の規定による場合を除いて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内で差押状又は搜

索状の執行について必要があるときは、司法警察職員に補助を求めることができる。

第一百十条 差押状又は搜索状は、処分を受ける者にこれを示さなければならない。

(新設)